

広島県選挙管理委員会告示第七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、別表のとおり指定した旨、福山市選挙管理委員会から報告があつた。

令和四年二月二十四日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	指定年月日
服部交流館	福山市駅家町大字助元 70 番地	令和 4 年 2 月 8 日